

# 兵庫県公報

平成19年11月9日 金曜日 第1926号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目次

告 示	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	1
○同 上（同）	4
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○県営土地改良事業の換地処分（同）	6
○保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	7
○同 上（同）	7
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○景観影響評価準備書の縦覧等（まちづくり課）	8
○施設使用料の徴収事務の委託（県立考古博物館）	8
<b>公 告</b>	
○地域森林計画の一部変更（林務課）	9
○随意契約の相手方等の公示（管理課）	10

## 告 示

### 兵庫県告示第1152号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社東芝 姫路工場  
姫路市余部区上余部50番地  
工場長 張 替 誠

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社東芝 姫路工場太子分工場  
揖保郡太子町鶴300番地

(3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No.1)			65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No.2)			65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No.3)		
	通 常	最 大	最 大	通 常	最 大	最 大	通 常	最 大	最 大
能 力	2,000枚/日	4~6	4~6	81ロット/日	4~6	4~6	87,000個/日	4~6	4~6
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後			同 左			同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後15日			同 左			同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後			同 左			同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続			同 左			同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし			同 左			同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	最 大	通 常	最 大	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	4~6	4~6	4~6	4~6	4~6	4~6	4~6	4~6
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	6	10	10	6	10	10	1	1
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	7	10	10	7	10	10	2	4
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/L)	3	5	5	3	5	5	1	2
	窒 素 含 有 量 (単 位 mg/L)	1	1	1	-	-	-	1.5	2.5
	りん 含 有 量 (単 位 mg/L)	-	-	-	-	-	-	-	-
	ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物 (単 位 mg/L)	-	-	-	65	80	80	-	-
	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物	1	1	1	-	-	-	1.5	2.5
	硝酸塩	50	50	50	20	20	20	20	20

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m<sup>3</sup>/日)

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No.4)			
7ロット/日			
同左			
同左			
同左			
同左			
同左			
通	常	最	大
9~10		9~10	
10		15	
10		15	
2		480	
-		-	
-		-	
-		-	
-		-	
5		5	

備考 既設特定施設の廃止などを行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年11月9日から同月30日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び太子町生活福祉部生活環境課

兵庫県告示第1153号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
日本毛織株式会社 印南工場  
加古川市米田町船頭440番地  
工場長 桜井成道
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
日本毛織株式会社 印南工場  
加古川市米田町船頭440番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	19号ニ 精錬機及び精錬そ う		19号ト 染色施設		
	通常	最大	通常	最大	
能 力	250kg/日		500kg/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時～22時 16時間		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	7～9	5～10	5.8～6.5	4～10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	40	400	230	1,500
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100	5,000	150	1,500
	浮遊物質 (単位 mg/L)	100	2,000	50	500

汚染状態の通常 の値及び最大 の値	ノルマルヘキサソ抽出物質含有量 (単位 mg/L)	200	5,000	50	500
	窒素含有量 (単位 mg/L)	10	20	20	30
	りん含有量 (単位 mg/L)	1	2	2	3
	六価クロム化合物 (単位 mg/L)	-	-	2	4
使用時において当該特定施設から排出される汚水 等の量(単位 m <sup>3</sup> /日)		30	40	60	80

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水量は、通常最大とも10m<sup>3</sup>/日減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年11月9日から同月30日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理水質課及び加古川市環境部環境政策局環境政策課

兵庫県告示第1154号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

別所土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	藤本 弘平	三木市別所町高木100番地
同	小林 康弘	同 市別所町東這田529番地の1
同	小舟 正人	同 市別所町西這田1丁目258番地
同	高芝 正樹	同 市別所町花尻74番地
同	宮脇 暁生	同 市別所町石野735番地
同	大貫 勝正	同 市別所町下石野722番地の2
同	田中 進良	同 市別所町下石野897番地
同	二杉 和久	同 市別所町正法寺193番地の1
同	藤原 義久	同 市別所町和田325番地
同	稲垣 國昭	同 市別所町和田343番地
監事	國井 季彦	同 市別所町西這田1丁目255番地
同	村岡 正弘	同 市別所町西這田1丁目373番地の2
同	大貫 盛行	同 市別所町下石野703番地

就任役員

役員区分	氏名	住所
理事	神澤 雅彦	三木市別所町高木733番地
同	澤田 頼男	同 市別所町東這田123番地
同	小舟 正人	同 市別所町西這田1丁目258番地
同	北本 明智	同 市別所町西這田1丁目8番地
同	石田 義弘	同 市別所町西這田567番地の50
同	高芝 正彦	同 市別所町花尻237番地

同	田	中	一	利	同	市別所町石野882番地
同	前	田	忠	昭	同	市別所町下石野25番地の2
同	二	杉	和	良	同	市別所町正法寺193番地の1
同	藤	原	義	久	同	市別所町和田325番地
監事	近	藤	吉	晴	同	市別所町高木152番地
同	高	芝	正	樹	同	市別所町花尻74番地
同	岡	田	邦	義	同	市別所町正法寺235番地

~~~~~

**兵庫県告示第1155号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年10月23日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）御津西部地区の換地処分をした。

平成19年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

~~~~~

**兵庫県告示第1156号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市氷上町長野字弘浪山1090の2、1090の3
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第1157号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市青垣町小稗字センゾク1038、1038の1、字寺谷1039、1039の1、1040の2、字西ヶ滝1041、1041の1、1042、1043の1、1043の2
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第1158号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市山南町阿草字後成2001の1、字大谷2003の1、字山中2047の11から2047の14まで、2047の16

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第1159号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市水上町井中宇油利山2238の1、2239の2(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第1160号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年11月9日

から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年11月9日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域             |    |                 |              |    |
|--------------|-------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>下内膳物部線 | 洲本市下内膳字坊ノ後168番5から | 旧  | 5.0から<br>25.0まで | 173.0        |    |
|              | 同 市下内膳字坊ノ後152番1まで | 新  | 7.0から<br>30.0まで | 173.0        |    |

#### 兵庫県告示第1161号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2第1項の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課に提出すること。

平成19年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 エム・エフ・神戸株式会社  
代表者の氏名 須貝 信  
住所 東京都中央区日本橋室町3丁目1番20号
- 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 (仮称) 神戸・旧居留地プロジェクト  
所在地 神戸市中央区京町25番地
- 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び神戸県民局県土整備部まちづくり課  
縦覧期間 平成19年11月9日から同月22日まで
- 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成19年11月9日から同月22日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

#### 兵庫県告示第1162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県立考古博物館の使用料の徴収事務を、株式会社ザ・アールに次のとおり委託した。

平成19年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 委託した歳入の名称  
考古博物館使用料
- 委託した事務の範囲  
兵庫県立考古博物館の観覧料の徴収



- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名  
 大阪市中央区久太郎町3-6-8  
 株式会社ザ・アール 大阪支店  
 支店長 中 上 よしこ
- 4 委託年月日  
 平成19年10月1日
- 5 徴収の方法  
 株式会社ザ・アールは、観覧料を受領したときは、観覧料を納めた者に対し、観覧券又は領収書を交付するものとする。  
 なお、徴収の方法については、兵庫県立考古博物館の観覧料に係る徴収事務委託契約書による。

公 告

地域森林計画の一部変更

森林法（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定により、加古川地域森林計画及び揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更するので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成19年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

| 区 分                        | 名 称 及 び 区 域 | 計 画 期 間                     | 縦 覧 場 所                     |
|----------------------------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 加古川地<br>域森林計<br>画の一部<br>変更 | <加古川森林計画区>  | 平成19年4月1日から<br>平成29年3月31日まで | 兵庫県農林水産部農林水産局林務課            |
|                            | 神戸市         |                             | 神戸県民局地域振興部<br>神戸農林水産振興事務所   |
|                            | 明石市         |                             |                             |
|                            | 西宮市         |                             | 阪神南県民局地域振興部<br>農 林 課        |
|                            | 洲本市         |                             |                             |
|                            | 芦屋市         |                             | 阪神北県民局地域振興部<br>宝塚農林振興事務所    |
|                            | 加古川市        |                             |                             |
|                            | 西脇市         |                             | 東播磨県民局地域振興部<br>加古川農林水産振興事務所 |
|                            | 宝塚市         |                             |                             |
|                            | 三木市         |                             | 北播磨県民局地域振興部<br>社農林振興事務所     |
|                            | 高砂市         |                             |                             |
|                            | 川西市         |                             | 丹波県民局地域振興部<br>柏原農林振興事務所     |
|                            | 小野市         |                             |                             |
|                            | 三田市         |                             | 淡路県民局地域振興部<br>洲本農林水産振興事務所   |
|                            | 加西市         |                             |                             |
|                            | 篠山市         |                             |                             |
|                            | 丹波市         |                             |                             |
| 南あわじ市                      |             |                             |                             |
| 淡路市                        |             |                             |                             |
| 加東市                        |             |                             |                             |
| 川辺郡                        |             |                             |                             |
| 多可郡                        |             |                             |                             |
| 加古郡                        |             |                             |                             |

|                |                                                                            |                             |                                                                                                                      |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 揖保川地域森林計画の一部変更 | <揖保川森林計画区><br>姫路市<br>相生市<br>たつの市<br>赤穂市<br>宍粟市<br>神崎郡<br>揖保郡<br>赤穂郡<br>佐用郡 | 平成16年4月1日から<br>平成26年3月31日まで | 兵庫県農林水産部農林水産局林務課<br><br>中播磨県民局地域振興部<br>姫路農林水産振興事務所<br><br>西播磨県民局地域振興部<br>上郡農林水産振興事務所<br><br>西播磨県民局地域振興部<br>龍野農林振興事務所 |
| 円山川地域森林計画の一部変更 | <円山川森林計画区><br>豊岡市<br>養父市<br>朝来市<br>美方郡                                     | 平成17年4月1日から<br>平成27年3月31日まで | 兵庫県農林水産部農林水産局林務課<br><br>但馬県民局地域振興部<br>豊岡農林振興事務所<br><br>但馬県民局地域振興部<br>和田山農林振興事務所                                      |

## 2 縦覧期間

公告の翌日から30日間

~~~~~

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年11月9日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年7月24日
- 4 随意契約の相手方名称及び住所  
株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号
- 5 随意契約に係る契約金額  
184,380,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による